

# 高専柔道の特長と意義について

岡本 啓

(工学部教養教育)

**要約：**旧学制下の高等学校および専門学校で発展した所謂「高専柔道」の特長と柔道史における意義について、学校対抗戦である全国高等専門学校柔道優勝大会で適用された試合審判規定とその規定の下で表現された乱取技から考察する。  
**キーワード：**旧制高等学校, 全国高等専門学校柔道優勝大会, 高専柔道, 柔道試合審判規定 (規程)

「高専柔道」とは、直截には旧学制下の高等学校および専門学校が参加した学校対抗団体試合である「全国高等専門学校柔道優勝大会」(以下、高専大会と略記)において、「寝技」を主とした戦術をもって勝負を争った柔道のあり方を指す。高専大会は、1914 (大正3) 年12月に京都帝国大学の主催によって始まり、軍事優先のため1941 (昭和16) 年に文部省によって「無期延期」指令が発せられるまでの間、京都武徳殿を会場として27回の大会史を刻んだ。

高専柔道は、ちょうど二つの世界大戦をはさんで、高等学校・専門学校への進学を目指す全国の中学校や、高校・予科を卒業した後の進学先である大学に伝播し、当時の学生柔道界に広く影響を及ぼした。

高専大会の試合成績および関係者の証言を集録し、的確な戦評を加えた貴重な労作『闘魂 高専柔道の回顧』(文献1) および『続・闘魂 高専柔道の回顧』(文献2) の2冊を著した湯本修治 (旧制松本高校・東京帝大卒) は、高専柔道とは何かについて以下のように記している。

では高専柔道とは一体いかなる柔道であったかといえ、それはひとくちに言えば寝技を主として戦かわれた勝たんがための実戦的柔道であったといえるであろう。もともと講道館柔道には違いないが、審判規程に対する見解の相違から、講道館の教育的柔道に対してかかる別派をなすに至ったものである。

(湯本修治, 文献3: 86頁)

講道館柔道は1882 (明治15) 年に嘉納治五郎が創始し、現在まで脈々と続く近代柔道の宗家であり、五輪大会など国際競技会で行われるJudo競技の骨格を形成する柔道の本流である。湯本によれば、高専柔道は講道館柔道の別派であり、その成立には審判規程に対する見解の相違がかかわっているという。

本稿では、高専大会で適用された試合審判規定の下で、どのような特長をもった柔道が成立し展開したのか、また柔道史において「別派」ともみなされた高専柔道にどのような意義が認められるかを考察する。

## 1. 高専大会略史

1911 (明治44) 年から1920 (大正9) 年まで、第六高等学校柔道師範を務めた岡野好太郎は、1914 (大正3) 年の高専大会創設の経緯について以下のように記録している。

ついで大正三年、京大在学中の三高先輩沢田義男氏、四高先輩浅水成吉郎氏、五高先輩村上義臣氏、六高先輩安達士門氏、それに丹波貫三氏、宮内靖高氏、児玉勇氏の諸氏が大学先輩の小島友次郎氏、武宮雄彦氏、道家齊一郎氏、西原連三氏、前田亀千代氏等各位の意志を継ぎ、高等学校専門学校の対校試合を京大が主催して行うことを企画して、当時の京大総長荒木博士の承認を得て実現の運びにいたった。これが高専大会のそもそもの誕生である。大正三年暮も押し迫って十二月二十九日、京都武徳会本部武徳殿で第一回大会が開催された。各校への連絡は何分にもはじめてのことであり、充分とはいかず、参加学校は四高、五高、六高の三校であったが、こうして誕生した高専大会は、年を経るにしたがって参加学校も増し、年々盛大になっていった。

(岡野好太郎, 文献4: 10頁)

高専大会の創設は、当時京都帝大に在学していた高校柔道部の卒業生たちの自発的な活動によって実現したもので、大学当局あるいは武徳会・講道館などの柔道専門家らが企画・創設を主導したものではなかったと知ることができる。第2章で言及するように、このような創設の経緯が、高専大会に適用する試合審判規定に対する大学 (主催者) の姿勢・態度に影響を与えた要因のひとつと考えられる。

高専大会の主催者は、第1回大会 (1914年) から第11回大会 (1924年) までが京都帝大、第12回大会 (1925年) は京都・東京の両帝大連盟、第13回大会 (1926年) 以降は京都・東京・東北・九州の四帝大から構成される帝大柔道会 (四帝大連盟) へと移行した (文献1: 406, 440頁)。全国各地 (朝鮮, 満州, 旅順, 上海, 台湾を含む) から高専大会へ参加する学校の増加に対応して、主催する大学も四つ

に拡大され、各地区予選を突破した学校が全国本戦を争う対戦方式へと改められた。大会規模が増大した後も大会創設時と同様に、各大学に在籍する学生および卒業生らが大学委員として主体的に大会運営を担ったようである（文献1：135-136頁）。

太平洋戦争勃発を前にした1941年、文部省は軍事輸送優先のため、全国から参加選手およびその関係者が多数集まる高専大会に対して無期延期の指令を発した。その後、戦時下および米軍占領下において高専大会はついに再開することなくその歴史を終えた（文献2：443頁）。

27回を数えた高専大会の全国制覇校は以下のとおり（学校名は略称、文献1、2に依拠）。

四高（第1～7回大会）、六高（第3回、第9～16回、第20回大会）、五高（第8回大会）、松山高（第17～19回大会）、北大予科（第21回大会）、関学高商（第22回、第25～26回大会）、拓大予科（第23回大会）、同志社高商（第24回大会）、松山高商（第27回大会）

〔注：第3回大会は四高と六高の両校優勝〕

## 2. 高専規定

高専大会で適用された試合審判規定（以下、高専規定と略記）とは如何なるものであったか。高専大会が始まる1914年以前において、柔道の試合方法を初めて定めたものは、1899（明治32）年に大日本武徳会が制定した「武徳会柔術試合審判規程」（「付録 資料1」参照。以下、武徳会規程と略記）である。大日本武徳会は、桓武天皇の平安遷都から千百年に当たる1895（明治28）年に、武道奨励と武徳涵養を目的に国民的団体として組織・設立され、京都にその本部を置くとともに、1899（明治32）年には京都岡崎の平安神宮境内に武徳殿を竣工した（文献5：46-62頁参照）。武徳会規程は、嘉納治五郎を委員長とする柔術各流派から選任された専門家11名の委員によって制定された（文献6：第三巻85頁）。

講道館では当初、武徳会規程をもとに講道館流の教育的配慮を加味して用いていたが、1916（大正5）年に武徳会規程を一部改正した「講道館柔道乱捕審判規程」を制定している（「付録 資料2」参照。以下、講道館旧規程と略記）。講道館旧規程における主要な改正事項は、試合機会が多くなるにつれて発生頻度が増加した試合中の負傷事故に関する処置や、反則行為に対する罰則など、武徳会規程に定めなかった取扱いを加えたことである（文献7：55頁）。

高専大会初期における試合審判規定の骨格は、武徳会規程および講道館旧規程に基づくものであった（文献1：152-153頁）。高専規定にみられる主要な特徴を記すと、

- ① 1チーム15名の選手で対戦する勝ち抜き方式による団体戦

- ② 勝負の判定は「一本勝」または「引分」のみ

- ③ 立ち姿勢から寝姿勢への「引き込み」を許容を挙げることができる。

①に関して、勝った選手は試合場に残留して次の相手と対戦する。したがって、不戦の選手を含めて、最後まで試合場に残留した選手がいる方のチームを勝者とする方式である。

②に関して、「優勢勝」がないため、「技有り」一つを取っただけでは「引分」となり、勝ち残るには「一本勝」が求められる。これにより、団体戦としては「引分」に大きな価値を認めることができる。すなわち、対戦する選手同士の実力差を判定する個人戦とは異なり、たとえ対戦する両者に明確な実力差が認められても、「引分」となるか否かによって、団体戦の勝敗に大きく影響することになる。

③に関して、武徳会規程（「付録 資料1」・講道館旧規程（「付録 資料2」）ともに第一条では、勝負は投技または固技をもって決すると記すのみである。この条文を、投技を選択するのも固技を選択するのも、個々の選手の自由であると解釈する。したがって、立ち姿勢から投技を狙うことはもちろん、立ち姿勢から固技を狙っていきなり寝姿勢をとる「引き込み」という動作あるいは片膝を畳に着けた体勢についても特段の制限がない。

高専規定は大会の歴史を重ねるとともに、部分的な修正を加えながら整備されていった。例えば、湯本著『闘魂』の第八回大会（1921年）に関する記述によると、試合が大將同士の決戦に至った場合の試合時間は無制限で、勝負を決するまでと規定されていたものが、四高と六高の準決勝では大將決戦が延長を繰り返して1時間40分を経過しても相譲らず、ついに引分となったため、これ以後の大会では大將決戦の試合時間を1時間に制限するよう改められたことが記録されている（文献1：301-305頁）。また、同じく第八回大会に関する記述により、「足（膝）関節の逆」を取る技の取扱いが留保された（その後の大会では足関節の逆は認めず、関節技は肘関節のみに限定された）ことや、柔道衣のズボンの裾口の形状に関して規定されていなかったことなどを知ることができる（文献1：294-298頁）。

高専大会が京都帝大単独による主催の時代を終えて、四帝大連盟による主催へと移行した1926（大正15）年以降に整備された高専規定（「帝國大學聯合主催全國高等專門學校柔道優勝大會 大會規定及ビ試合方法」）を、1934（昭和9）年1月に初版が刊行された星崎治名（四高・東京帝大卒）の著書『新柔道 寝技篇』（文献8）より引用して「付録 資料3」に掲載する。

高専大会では、第3章において詳述するように戦術として寝技が重視され、寝技で勝負する試合が主流となっていった。これに対して講道館では、安易に寝技へと流れる弊害を防止し、投技の発達を促すために、1922（大正11）

年および1925（大正14）年にわたって講道館旧規程を大きく改定することになった（文献8：103-107頁および「付録資料4」参照。以下、講道館新規程と略記）。講道館新規程による改正の目的を、嘉納治五郎自身が「柔道試合審判規程の改正について」（文献6：第二巻434-444頁）を著して詳細に論じている。本稿では、講道館新規程の要点をまとめた村山輝志の解説を以下に引用する。

柔道の試合は、講道館柔道が創始されて以来立ち技から始められていた。しかし、このことは規定にはなく、今回の改正時までには試合は立ち勝負から始められるものと修行者が思い込んでいたのである。

大正の初めごろから高専柔道大会が盛んに催され、それに伴って寝技の研究が盛んになり、試合は寝技が主流となってきた。立ち技が忘れられ、試合そのものも面白味を欠く場合が多くみられた。

柔道の試合は「一本」取ることを目標に戦わなければならない。対校試合に勝つために寝技を行ない引き分けようとするのは、この目標に通じるものではない。柔道の目的である護身、体育、修身の発達を促すことにも反する。心身の力を最も有効に発揮し、精神的にも身体的にも発達を促す必要があるという理由で「立ち勝負から始める」と「立ち勝負から寝勝負に移るときの条件」を新しく規定した。（中略）

さらに柔道修行上の留意点を述べて、それを満足させるためには投げ技を主とし固め技を従とすることが効果的であるとした。

柔道修行上の留意すべき点とは、

- ① 身体の強健自在を図り、負傷その他身体に害を与えない。
- ② 真剣勝負に適用し得る攻防の実力を養う。
- ③ あらゆる機会を利用して、智徳の修養に努める。などである。そして、これらを満足させるために投げ技が重視されたのである。

（村山輝志、文献7：56-57頁）

講道館は帝大柔道会に対して、高専大会にも講道館新規程を適用するよう促したが、帝大柔道会では講道館旧規程にもとづく独自の試合審判規定を墨守して大会を継続した。帝大柔道会の試合審判規定に対する態度を端的に示した例を『闘魂』から引用する。ここに登場する駒井重次は、第1回から第3回の高専大会に出場し、第四高等学校を三連覇へ導いた名将である。

また駒井重次は、四柔会会報創刊号に寄せた「無声堂私言」の中で、「講道館があるいは審判法の改正を行ない、あるいは寝業偏重の弊を防止せんとしつづつあることは、如何に対校試合（高専）柔道の影響が、はなはだしかったかを物語るものである。かくの如き

柔道が、良いか悪いかについては、多く言う必要はあるまい。講道館はその弊に困却していた。しかし少なくとも柔道専門家でないわれわれは、その弊を改むる必要もなく、怖るる必要もないと思う」と述べている。

一般に高専柔道の関係者は、「自分たちの柔道は学生柔道であって、専門家になるためにやっているのではない。好きで柔道をやっているのだから、一々干渉はされたくない」という考え方であった。したがって、「柔道に立技と寝技がある以上、立技から始めようと、寝技から始めようと、それは自由であって違法ではない」とし、それを講道館側からとやかく干渉されるのは、はなはだ心外であるとしていた。そしてこの問題は未解決のまま、昭和十六年の高専大会終了まで持ち越され、自然消滅となる。戦後は高専柔道も、武徳会柔道もなくなって、すべてが講道館柔道一本に統合されるに至ったことは、人の知るところである。

（湯本修治、文献1：336頁）

### 3. 高専大会で寝技が隆盛となった理由

第1回高専大会に優勝した第四高等学校の大津武敏は、この大会を回想して、四柔会雑誌に以下のように記している。

四高がこの高専大会第一回南下戦において、優勝することができたとはいへ、われわれは重大なる教へを受けた。すなはち対校試合においては、柔道といへども一種のチームワークであり、また寝技を主としなければ、たうてい勝てるものではないことを痛感した。

（湯本修治、文献1：134頁 所引）

高専大会誕生の当初から、参加した高校生は団体戦における寝技の重要性を明確に認識していたことがわかる。個人の技量・熟達度の優劣を量る一般的な個人戦とは質を異にし、団体対校戦における一つひとつの試合は、個人対個人の勝負であっても、団体戦としての力学の働くことが、試合する当事者には早々に自覚されていた。

旧制佐賀高等学校柔道部部长であった糸川勇次郎は、その佐賀高菊葉柔道会誌「菊葉」に、高専大会で寝技が盛んになった理由として以下の5項を列挙している（文献1：308頁 所引）。

- 一、柔道の対外試合が多くなったこと。
- 二、体育本位から試合本位となったこと。
- 三、試合は個人試合から、団体試合になったこと。
- 四、従来の柔道家が寝技開拓の余地を残しておいたこと。
- 五、比較的短期間に上達できること。

糸川の見解に補足して、小著「寝技の柔道」からの引用により、高校生のなかで寝技が優先されるようになった理

由を付す。

柔道では技を表現するに至るプロセスを“崩し”→“作り”→“掛け”の3段階で説明する。投技では、この3段階のプロセスが、連続した動作で瞬時になされなければならない。それに対して固技では、このプロセスは連続的な動作ではあるが、投技に比較して緩やかな速度で進行する。したがって、技を理解し習得するうえで、投技よりも固技のほうが容易であり、上達も早い。また、寝技の攻防は立技ほどのスピードはないので、考えながら対処するだけの時間的余裕が生じる。その意味で、寝技には囲碁や将棋の攻防のような知的側面があり、寝技の上達には、体力強化のほかに、経験と知識の蓄積が大きく関与する。

このような寝技習得上の特性が、高校生たちにとっては技術的に取り組みやすいこと、練習量が試合成果に反映しやすいこと、知的な好奇心を喚起すること、知識と実践の合一による人格陶冶という旧制高校の教養主義にかなっていたことなどから、寝技に特化した練習および試合形態につながったものと推測される。

(岡本啓, 文献9: 581-582頁)

#### 4. 高専柔道の特長

高専柔道の技術的な特長について、同じく小著「寝技の柔道」から引用する。

高専柔道の技術は、講道館柔道にあって研究開発の余地として残されていた寝技の領域を、柔道の専門家ではない無名の旧制高校生たちが、わずか3年間の部生活のなかから営々と開拓し、完成させたものである。高専柔道の最大の特色は、“引き込み”による仰向けの体勢からの寝技にある。上から覆いかぶさるように攻撃してくる相手に対して、腕力よりも優位にある脚力や四肢の巧みな動き、からだの柔軟性などを最大限に活用する技術である。

(岡本啓, 文献9: 582頁)

高専大会では、寝技への「引き込み」が許容されていたことから、引き込んだ体勢からの防禦と攻撃の技術が発達した。その中でも「引き込み」からの寝技を確立したとして、高専柔道関係者から高く評価されているのは、第四高等学校が高専大会六連覇(1919年)を果たした時代の名将加藤敬道(四高・東京帝大卒)である。

この両選手を擁していたいわゆる加藤、後藤時代が、四高の最強の時代であったといわれている。加藤はとくに体がよく、臂力にすぐれ、それに理科の学生だったので、力学的に考えて「引込み」を完成し、それによって攻め込む寝わざを確立した。この寝わざが高専大会を通じて、最後まで行なわれたわけで、それま

では現在のように立わざで、相手を倒してから寝わざにはいった。

(湯本修治, 文献1: 233-234頁)

このような「引き込み」から展開される寝技は、立ち姿勢を基本とする旧来までの柔道専門家にとっては経験のない事態であったものと想像される。講道館旧規程の下での試合例を挙げると、1920(大正9)年春、岡山の第六高等学校は東征し、京都にて武徳会との33名宛の勝ち抜き戦に不戦2名を残して勝利、東京では警視庁との25名宛の勝ち抜き戦に不戦5名を残して快勝している(文献10:35-36頁)。寝技に不馴れな柔道家が苦杯を嘗めた六高東征の衝撃は大きく、1922(大正11)年に講道館が寝技を制限する方向へと試合審判規程を大きく改定する要因ともなったであろう。



図1 高専柔道講習会における「三角絞」の実演

取: 筆者, 受: 米原泰裕氏

(2017年4月30日 於東京大学七徳堂, 香山康晴氏提供)

高専柔道によって開発された代表的な固技のひとつが、引き込んで下になった体勢から施される「三角絞」(別称「前三角固」)である。図1のような下の体勢から、両脚を組んでつくった三角形の中に相手の頸部と上腕部をはさみ込み、頸部を絞める(または肘関節を引き伸ばして極める)固技である。「三角絞」は、岡野好太郎の後任である金光彌一兵衛師範の下、第六高等学校において完成をみた。先入観を持つことなく真摯に合理性を追求し、技と動作を工夫した高校生およびその指導者らによる固技の精華といえよう。講道館新規程(「付録 資料4」)のうち、第二、六、十四、十六条の各条文には、この「三角絞」を制限する修正内容が含まれている。「三角絞」が実戦において如何に強力な技であり、講道館に脅威を与えたかを証するものである。

柔道専門家をも凌ぐレベルにまで、高校生が寝技を高めることのできた理由のひとつとして、わずか3年間の部生活にあっても、学年交代を積み重ねることによって、多くの高校生の手にかかる技の淘汰・選択を経た結果、一個人

では成し遂げがたいような洗練化あるいは標準化された技を開発し、その改良を継続したことに考えると考えられる。

## 5. 高専柔道の歴史的意義

東京師範学校および東京教育大学の教授を務めた大瀧忠夫は、自著『柔道』第三章「柔道の技術」第三節「技術の発達」において、固技に関して以下のように解説している。

この部門の発達は、投技のそれに比して少々立ち後れている。これは、技術的、体力的考慮に基づき、技術の練習の順序として、投技を第一とし次で固技を学ぶべしとした講道館の基本的な教育方針にもよるが、実は講道館創設当初、投技の研鑽甚だ急を要し、固技の研究に力の及ばなかった結果と見るべきであろう。投技と共に乱取技として併用さるべき固技も、当時は投技ほど奨励されず、従って、他流との試合に於いて、投技では断然他を圧した講道館柔道も、他流の固技と戦っては苦戦することを免れなかった。よって、講道館に於いては、この方面の研究にも力をそそぎ、漸次進歩の見るべきものがあつたが、大正の初めに至り、高等専門学校柔道争覇戦が行われるに及んで固技はここに異常の発達をなしとげるに至った。(中略)

柔道創始以来四十年、投技部門に於いては一応完成を見た大正の初期に至って、技術の研究は当然、未開拓の固技の分野に向けられたのであるが、特に注目すべきは、高専大会の固技に於ける技術的発展への貢献ということであろう。これについて磯貝氏〔筆者註：磯貝一 大日本武徳会武道専門学校教授〕は、

寝技の認識は大正十年を過ぎてからであろう。その根源は、京都帝大主催の全国高等専門学校柔道大会である。この大会は、大正三年十二月二十九日を第一回とし、大正十五年の第十三回から京都・東京・東北・九州の四帝大柔道連盟の主催となって、東・中・西の三ゾーンで予選を行うこととなったが、今用いられている寝技は殆んどこの大会に発端している。

この大会でも、初めの頃数回は四高・六高が多少寝技を試みる程度で、主として立技で勝負が決められていたが、この六高が関節技や絞技に鮮かな連絡変化を見せるようになったのは大正八年頃からで、俄かに寝技に対する関心が昂つて来た。三角絞が生れたのもこの頃のことである。これは四高の連勝を敗らんが為に、六高が血みどろになって研究した現われであつて、高専大会が寝技の殿堂となり、なかでも六高がその研究の中心となったのもこの頃のことである。

と言っている。

かくて投技に一足後れて発達した固技は、大正年間

を通じ急速に発達し、固技への連絡、固め方の千種万態、以前の柔術は到底これに比肩すべくもなく、柔道は固技部門に於いても古今独歩の境地を拓いたのである。講道館柔道は創設の後約半世紀を要して、精妙なる投技、巧緻なる固技、柔道の乱取技はここに完成されたのである。

なお、乱取技の発達に関連して見通し得ないことは、柔道衣の改善と、学校に於ける柔道の教授である。

柔術時代の短袖短袴の稽古衣は、講道館になった後も暫くそのまま使用せられていたが、明治四十年頃にいたって今日の如き長袖長袴の服装に改善せられ、負傷の予防と技術の向上に多大の影響を与えたのである。

また、柔道が早くより学校教育に採用せられ、学徒の真摯なる技術研究は、投技に、また固技に、その発達を促し、高専大会の固技への寄与は、顕著なるその一例である。

(大瀧忠夫、文献11：56-58頁)

大瀧の記述は、講道館柔道発展の歴史において、高専大会および高専柔道が果たした意義に言及して要を得た論評である。

嘉納治五郎が創始した講道館柔道は、投技・固技および当身技の三部門で構成される。このうち、形稽古に加えて勝負形式の練習方法である乱取稽古によって修練するものは投技と固技の二部門である。

乱取技としての投技は、他の柔術諸流派を圧倒して講道館柔道により「精妙なる」高みに到達した。そして投技部門に遅れて、乱取技としての固技が「巧緻なる」域にまで到達するに至った功績は、高専柔道大会の存在に帰することができる。試合審判規定に対する見解の相違から、高専柔道は講道館柔道の「別派」ともみなされるが、乱取技のもう一方の部門である固技を発展させ、講道館柔道における乱取技の体系を完成に導いたと評価するならば、高専柔道は講道館柔道が生んだ鬼子と称するのがより相応しいかもしれない。

## 6. 結語

高専柔道の最大の特長は、高専規定によって許容された「引き込み」の体勢から展開する寝技の攻防と固技の発達にある。高専大会は15名の選手を擁する団体戦であり、戦術的に「引分」が不可欠であった。このため、引き分けるための防禦の寝技が工夫されるとともに、その防禦をさらに突破すべく、精緻な固技が錬磨された。

高専大会は30年に満たない歴史であったが、京都武徳殿を主舞台として、高専柔道は全国の高校および中学・大学に普及した。高専柔道が柔道史の上で特筆される意義として、寝技に偏した柔道であったとの批判を受ける一方で、

講道館柔道における乱取技の体系の一翼である固技部門を発達させ、完成に導く役割を担った功績を挙げて結語とする。

### 謝辞

本稿は、2017年11月24日 学士会館（東京都千代田区）にて開催された第23回関東七柔会総会における筆者の講演『長谷川繁夫記念柔道寝技振興会とフランス柔道連盟「高専柔道講習会」』の内容の一部について詳述したものである。

関東七柔会（小川明会長）からの委嘱により、来日したフランス柔道連盟の指導者を対象とした高専柔道講習会に、筆者は講師として参加する機会を得た（図1のとおり）。

### 引用・参考文献

- 1) 湯本修治：闘魂 高専柔道の回顧，読売新聞社，1967年
- 2) 湯本修治：続・闘魂 高専柔道の回顧，日本繊維新聞社，1972年
- 3) 湯本修治：高専柔道の歴史的意義，旧制高等学校史研究 第11号：85-102頁，国立教育研究所，1977年
- 4) 岡野好太郎：学生柔道の伝統，黎明書房（名古屋），1954年
- 5) 大日本武徳会武道専門学校史編集委員：大日本武徳会 武道専門学校史，武道専門学校剣道同窓会（京都），1984年
- 6) 講道館 監修：嘉納治五郎大系（再版），本の友社（東京），2005年（初版1988年）
- 7) 村山輝志（森下勇 監修）：柔道試合審判規定 講道館・警察規定の変遷史，学芸出版社（京都），1973年
- 8) 星崎治名：新柔道 寝技篇（三版），秋豊園出版部（東京），1936年（初版1934年）
- 9) 岡本啓：寝技の柔道，（田口貞善 編）スポーツの百科事典：581-582頁，丸善（東京），2007年
- 10) 六華編集委員：第六高等学校柔道部部史，六華会本部（東京），1989年
- 11) 大瀧忠夫：柔道（重版），山海堂（東京），1956年（初版1953年）

### 付録

資料1) 武徳会柔術試合審判規程

資料2) 講道館柔道乱捕審判規程

資料3) 帝國大學聯合主催全國高等専門學校柔道優勝大會規定及び試合方法

資料4) 講道館柔道 改正審判規程

### 資料1) 武徳会柔術試合審判規程

1899（明治32）年 制定

- 一 武徳会ニ於テ柔術ノ試合ヲ執行スルトキハ投業又ハ固業ヲ以テ勝負ヲ決セシム
- 二 投業ハ立業及ビ捨身業ヲ包含シ固業ハ絞業，抑業及ビ関節業ヲ包含ス
- 三 勝負ハ二本ニテ之ヲ決ス但試合者双方一本ヅツノ勝負アリタルトキハ更ニ一本ノ勝負ヲ試ミシム
- 四 相当ノ時間内ニ勝負ヲ決セザルトキハ審判者ハ之ヲ引分クルモノトシ「引分ケ」ト掛声シテ試合ヲ停止セシム 試合者双方一本ヅツノ勝負アリタル後同様ノ場合生ジタル時モ亦同ジ
- 五 試合者ノ中孰レカ一本ト認ムベキ勝ヲ得タルトキハ審判官ハ「一本」ト掛声シ同一ノ人更ニ又一本ノ勝ヲ得タルトキハ「二本」ト掛声シ試合ヲ停止セシム 若シ同一ノ人勝タズ前ニ負ケタル人勝チタルトキハ前同様「一本」ト掛声シ勝負ヲ継続セシム 其後孰レカ再ビ勝チタルトキ「二本」ト掛声シテ勝負ヲ停止セシム
- 六 投業ニシテ十分ノ一本トハ見做シ難キモ業トシテ相当ノ価値アリト認メラルベキトキ又ハ固業ニシテ殆ンド一本ト認定シ得ベキ場合アリタルヲ辛ウジテ逃レタルトキ審判者ハ「業アリ」ト掛声シ其ノ後一回又ハ数回同様ノコトアルトキハ審判者ノ見込ヲ以テ「合シテ一本」ト掛声シ二回又ハ数回ノ不十分ナル勝ヲ合シテ勝ト見做スコトヲ得 其投業タルト固業タルトヲ論ゼズ前項ノ如キ不十分ナル業試合者双方ニ於テアルトキハ審判者ハ之ヲ差引シテ其優劣ヲ判定スルモノトス 不十分ナル業幾回アルモ審判者ガ「合シテ一本」ト掛声セザル前試合者孰レカニ於テ十分ナル一本ノ勝ヲ得タルトキハ其前ニ於テ得タル不十分ナル勝ハ総ベテ効力ヲ失イ消滅スベキモノトス
- 七 投業ニシテ一本ノ勝ト認ムベキモノハ左ノ条件ヲ具ウルコトヲ要ス
  - (イ) 故意又ハ過チテ倒ル、ニアラズシテ一方ヨリ業ヲ仕掛ケ又ハ相手ノ業ヲ外シタルガ為メ倒ルルコト
  - (ロ) 業ノ種類ニヨリ必ズシモ正確ニハ定メ難キモ大体ニ於テ仰向ニ倒ルルコト
  - (ハ) 相当ノ「ハズミ」又ハ勢ヲ以テ倒ルルコト
- 八 投業掛リタルモ掛ケラレタル者自己ノ体ガ倒サレテ地ニ落ツル前ニ体ヲ転ジ之ヲ避ケタルトキハ之ヲ負ケタルモノト見做スコトヲ得ズ
- 九 業ヲ掛ケラレタル者何程早く体ヲ転ジ自己ノ便宜ノ位置ニ復スルモ一度其業ニ掛リ倒レタルコト明ナルトキハ之ヲ一本ノ負ト見做ス

十 投業ハ十分ニ掛リ居ルモ掛ケラレタル者釣り下リ又ハ  
搦ミ附クガ為メ見事ニ倒レザルコトアリ此ノ如キ場合ニ  
於テハ審判者ノ見込ヲ以テ第七条ニ拘ワラズ勝負ヲ定ム  
ルコトヲ得

十一 固業ハ手又ハ足ニテ二度已上相手ノ体又ハ畳ヲ打ツ  
カ然ラザレバ「マイリ」トノ合図ヲ為シタルトキ勝負ノ  
決シタルモノトス但抑業ハ手足又ハ「マイリ」ノ合図ヲ  
待タズ審判者ノ見込ニテ相当ノ時間相手ヲ起キ得ザラシ  
メルトキハ一本ノ勝負ト見做スコトヲ得絞業及関節業モ  
審判者ノ見込ヲ以テ勝負判然セリト認ムルトキハ合図ヲ  
待タズ之ヲ決スルコトアルベシ

十二 試合者双方ヲシテ可成投及固各種ノ業ノ力ヲ試ミシ  
ムルヲ本会ノ本旨トスレバ固業ヲ好マザルモノモ接近シ  
テ組合フコトヲ避ケ離レテノミ試合スベカラザルモノト  
ス又投業ヲ好マザルモノモ立ツコト避ケ地ニ膝ヲ附ケ又  
ハ寝テノミ試合スベカラザルモノトス依テ之ニ違背スル  
モノアルトキハ審判者ハ此ノ規程ヲ遵守セシムルヲ注意  
スベキモノトス

十三 関節業中手足ノ指ノ関節業及ビ足首ノ関節業ハ勝負  
ノ数ニ加エザルモノトス

(嘉納治五郎大系 第三巻84-88頁, 講道館柔道臨時講義;  
「国士」第三巻第二十一号, 明治三十三年六月 初出)

## 資料2) 講道館柔道乱捕審判規程

1916 (大正5) 年 改正

一、講道館において柔道乱捕の試合をなす時は、勝負は投  
業または固業をもって決せしむ。

二、投業は立業と捨身業とを包含し、固業は絞業と抑業と  
関節業とを包含す。

三、試合者の優劣は、二回の勝負にて決す。ただし場合に  
よりにて一回にて決することを得。

四、試合者の一方投業または固業にて勝ちを得たる時は、  
審判者は一本と掛声し、その試合が一本勝負 (一回の勝  
ちにて優劣を決する定め) の場合はこれを停止せしめ、  
その試合が二本勝負 (二回の勝ちにて優劣を決する定め)  
の場合はなお試合を継続せしむ。かくして前に勝ちたる  
者さらに一回勝ちたる時は二本と掛声してその試合を停  
止せしむ。

二本勝負の場合に一方が一回勝ちたる後他の方もまた  
一回勝ちたる時は、審判者は前と同じく一本と掛声して  
なお試合を継続せしむ。その後いずれかさらに一回勝ち  
たる時は二本と掛声して試合を停止せしむ。

二本勝負の場合において相当の時間内に勝負決せざる  
時は審判者は一本勝負と掛声してその後一回の勝ちを得  
たる者を勝者と認むることを得。またいずれかの一人一

本勝ちたる後久しく勝負決せざる時は、一本勝負と掛声  
してすでに一回勝ちたる者を勝者と認むることを得。

五、一本勝負の場合において、相当の時間内に勝負決せざ  
る時は、審判者はただちに「引分」と掛声して試合を停  
止せしむることを得。二本勝負の場合において、相当の  
時間内に勝負決せざるため「一本勝負」と掛声し、なお  
久しく勝負なき時は審判者は「引分」と掛声して試合を  
停止せしむることを得。

六、投業にして、完全なる一本と見做し難きも業として相  
当の価値ありと認め得べきものある時、または固業にし  
て、ほとんど一本と認め得べきものを辛うじて逃れたる  
時は、審判者は「業あり」と掛声し、その後一回または  
数回同様のことある時は審判者の見込をもって「合せて  
一本」と掛声し、投業と投業、投業と固業、または固業  
と固業との二回あるいは数回の不完全なる勝ちを合せて  
一本の勝ちと見做すことを得。もしかくのごとき不完全  
なる勝ちが双方にある時は、審判者はその業の価値を商  
量比較して最後の決定をなすべきものとす。

不完全なる業幾回あるも「合せて一本」と掛声せざる  
前、試合者のうちいずれか完全なる一本の勝ちを得たる  
時は、審判者はただちにその一本をもって勝負を決すべ  
きものとす。

七、投業にして一本と認むべきものは、左の条件を具うる  
ことを要す。

(イ) 故意または過ちて倒るるにあらざりて、一方より業  
を仕掛け、または相手の業を外したるがため、倒るる  
こと。

(ロ) 業の種類により必ずしも正確には定め難きも、大体  
において仰向に倒るること。

(ハ) 相当の「はずみ」または勢いをもって倒るること。

八、投業掛りたるも、掛けられたる者が体の地に落つる前  
これを転して倒るることを免れたる時は、これを一本の  
負けと見做さず。

九、業を掛けられたる者どれほど早く体を転し自己の便宜  
の位置に復するも、一度その業に掛けて倒れたること明  
らかなる時は、これを一本の負けと見做す。

十、投業は十分に掛りおるも、掛けられたる者釣り下りま  
たは搦み附くがため見事に倒されざることあり。かくの  
ごとき場合においては第七の各条件を具備せざるも審判  
者の見込をもって一本の勝ちと認むることを得。

十一、固業は、手または足にて二度以上畳または体を打つ  
か、口にて「まいり」との合図をなしたる時は、勝負の  
決したるものとす。

ただし、審判者の見込をもって、合図を待たず勝負を決  
することを得。

十二、試合中負傷して試合を継続することあたわざる時は、

審判者はその情状に左の各項に基づき処分すべきものとす。

- (イ) 負傷が全く負傷者自身の動作または不注意に原因して相手はこれに預らずと認定する時は、審判者の見込をもってこれを負傷したる者の負けとすべし。
- (ロ) 負傷が相手の動作または不注意に原因し、負傷したるものに過失なしと認定する時は、審判者の見込をもってこれを負傷したるものの勝ちとすべし。
- (ハ) 負傷の原因が双方の動作または不注意にあるかまたは明瞭ならざる時は、審判者の見込をもってこれを引分とす。
- (ニ) 審判者試合を停止する程度の負傷にあらずと認むるも負傷者が試合を辞する時は、審判者の見込をもって負傷者を負けとし、または引分とす。

十三、負傷にあらざるも、試合者がその場に臨みて後、心身に異状を生じ試合を辞する時は、審判者はその試合を停止するかまたは第十二(ニ)の場合と同一の取扱をなすものとす。

十四、試合中審判者が不都合と認むる行為ある時は、その試合を停止すべし。またその行為のいかんによりこれを負けと見做すことを得。

十五、絞業中胴絞、関節業中指および手頸足頸の関節業および足捌は勝負の数に加えざるものとす。

十六、試合においてはなるべく投げおよび固めの各種の業を併せ試むる機会を与うるを本旨とす。よって審判者は試合者相互が相手の意志に反して投げまたは固めの一方のみにて試合することを許さざるを要す。

(嘉納治五郎大系 第二巻398-412頁、柔道審判規程解説；「柔道」第二巻第六・七号、大正五年六・七月初出)

### 資料3) 帝國大學聯合主催全國高等專門學校柔道優勝大會 大會規定

第一條 試合ハ投業及ビ固業ヲ以テ勝負ヲ決セシム  
投業ハ立業及ビ捨身業ヲ包含シ固業ハ抑業絞業及ビ關節業ヲ包含ス  
但絞業中胴絞及ビ兩脚ニテ直接ニ頸ヲハサミテ行フ絞業ハ之ヲ禁ジ關節業ハ肘關節業ノミヲ許ス

第二條 勝負ハ一本ニテ之ヲ決ス

第三條 試合ハ審判員ノ宣告ヲ以テ決定ス

第四條 投業ニシテ一本ト認ムベキモノハ左ノ各項ヲ具備スルコトヲ要ス

- (イ) 故意又ハ過チテ倒ル、ニ非ズシテ一方ヨリ業ヲ仕掛ケラレ又ハ相手方ガ業ヲ外シタルガ爲ニ倒ル、コト
- (ロ) 業ノ種類ニヨリ必ズシモ然リト定メ難キモ大體ニ

於テ背部ヲ地ニツケテ倒ル、コト

- (ハ) 相當ノ『ハツミ』又ハ勢ヲ以テ倒ル、コト

第五條 固業ニシテ一本ト認ムベキモノハ左ノ各項ノーツニ該當スルコトヲ要ス

- (イ) 一方ガ自ラ明カニ降敗ノ意思ヲ表示セルトキ

(ロ) 抑業ニ於テハ審判員ノ宣告後三十秒間抑ハタルトキ絞業關節業ニ於テハ其効果充分ニ顯ハレタルトキ

第六條 投業ニシテ充分一本ト看做シ難キモ業トシテ相當ノ價值アルトキ又ハ抑業ニシテ審判員ノ宣告後二十秒ヲ經過セルトキハ『業有り』トス

『業有り』ニ回アル時ハ併セテ一本トシ雙方『業有り』ヲトルモ之ヲ消シ合ハズ

第七條 一方ガ相手方ヲ持上ゲタルトキハ之ヲ突落スコトヲ禁ジ審判員ハ雙方ヲ別レシム

但一方ガ相手方ヲ完全ニ制シ抱キ上ゲタリト認メタルトキハ審判員ハ見込ヲ以テ一本トス

第八條 足捌ミノ形ニナリ變化ナキトキハ之ヲ別レシム

第九條 試合時間竭クル時ハ審判員ハ直チニ引分ヲ宣告スルモノトス

但抑業ニ於テハ停判員宣告後ナル時ハ試合時間竭クルモ抑業ノ繼續スル間ノミ時間ヲ延長ス

第十條 試合場外ニ於テ施サレタル投業ハ無効トス

但雙方場内ニアリテ一方場外ヘ投ゲタルトキハ有効トス

第十一條 試合場外ニ出デ後施サレタル固業ハ無効トス

但場内ヨリ場外ヘ移リタル抑業ハソノ形ノ儘ニテ場内ニ移シ試合ヲ繼續セシメ絞業關節業ハソノ將ニ極ラントスル場合ハソノ儘トス

第十二條 故障ノ爲試合ヲ續行シ能ハザル者生ジタルトキハ原則トシテ左ノ如ク之ヲ定ム

- (イ) 雙方ノ過失ニヨルカ原因不明ナルトキハ引分トス
- (ロ) 其原因ガ故障ヲ生ジタル者自身ニアルトキハソノ者ノ負トス

- (ハ) 其原因ガ相手方ノ責ニ歸スベキトキハソノ相手方ヲ負トシ故障者側ハ新ニ補缺ヲ出スコトヲ得

第十三條 試合中左ノ各項ヲ禁ズ之ニ違反スルトキハ審判員ハ之ニ警告ヲ與ヘ尚違反スルトキハ見込ヲ以テ其者ヲ負トスルコトアルベシ

- (イ) 故意ニ稽古衣ヲ脱ギ或ハ帶ヲ解クコト

- (ロ) 相手方ノ袖口或ハ裾口ニ手ヲ入レ又ハ帶或ハ稽古衣ニ足ヲ引掛ケルコト

- (ハ) 相手方ノ顔面ニ手足ヲ掛ケルコト

- (ニ) 稽古衣ヲ嚙ムコト

- (ホ) 相手方ノ攻撃ヲ避ケル目的ヲ以テ故意ニ場外ニ出ヅルコト

- (ヘ) 審判員ノ許可ナクシテ試合ヲ中止シ又ハ猥リニ控



所ニ立歸ルコトト

(ト) 飲料水薬品等ヲ用フルコト

第十四條 其他審判員及委員ニ於テ柔道精神ニ反スト認メタルトキハ之ニ警告ヲ與ヘ又ハ負トシ場合ニヨリテハ其所屬團體ヲ除外スルコトアルベシ

第十五條 試合ニ關シ決シ難キ問題生ジタルトキハ部長審判員及ビ委員ノ協議ニヨリ之ヲ決スルモノトス

試合方法

第一條 試合ハ十五名宛ノ紅白試合トス

第二條 試合時間

四將以下十分 三將十五分 副將二十分 大將三十分トス 大將ガ副將以下, 副將ガ三將以下, 三將ガ四將以下ト對スルトキハ各々時間ノ長キ方ヲ適用ス

第三條 第一回戦ニ於テハ抽籤ニヨリ定マリタル相手二校ト勝負ノ如何ニ拘ラズ都合ニ回ノ試合ヲナス

第四條 第一回戦ニ於テ二勝セシモノニ限り第二回戦ニ出場スルコトヲ得

第二回戦以後ハ抽籤ニヨリ定マリタル相手一校ト之ヲナシ優勝校ヲ決定ス

第一回戦ニ於テ各校全部一勝一敗又ハ引分ニテ二勝者無キトキハ更ニ抽籤ニヨリ第二回戦ニ準ジテ之ヲナス

第五條 勝負決セザル二校ハ次回戦ニ出場スルコトヲ得ズ 各地優勝戦ニ於テ勝負決セザルトキハソノ二校ヲ優勝校トシ全國決勝戦ニ出場スルヤ否ヤハ抽籤ニヨリテ決シ更ニ再試合スルコトヲ爲サズ

第六條 『オーダ』交換後選手ニ故障ヲ生ジテ試合スルコト能ハザル者生ジタル場合ハ相手校ノ承諾ヲ得タルトキニノミ故障者ノ同位置ヲ補欠ヲ以テ充ツルコトヲ得

相手校ガ補欠ヲ入ル、コトヲ承諾セザルモ他ノ一方ガ補欠ヲ充テズシテモ試合スル意思ヲ表示シタルトキハ其試合ヲ許ス

但試合開始後ハ此ノ限りニ非ズ

第七條 第一回戦ノトキノミ初ヨリ棄權セシ學校アレバ棄權セシ學校ノ相手タル二校同志ニテ試合セシム, 其他ハ棄權セシ學校ヲ負トス

第八條 全國優勝校ハ東部中部西部ノ各豫戦優勝校ヲ京都ニ於テ抽籤ニヨリ試合セシメテ之ヲ決ス

(星崎治名: 新柔道 寝技篇, 108-114頁)

[註: 制定年不詳, 1926-33年の間]

資料4) 講道館柔道 改正審判規程

1925 (大正14) 年 改正

第一條 本館ニ於テ柔道ノ試合ヲ執行スルトキハ投技又ハ固技ヲ以テ勝敗ヲ決セシム。投技ハ立技, 捨身技ヲ包含シ固技ハ絞技, 抑技, 関節技ヲ包含ス。

第二條 試合ハ立勝負ニ重キヲ置クベキモノニシテ寝勝負ハ左ノ場合ニ限り行ウベキモノトス。

(イ) 技ガ半以上掛リタルモ未ダ一本トナラズ引続キ寝技ニ転ジテ攻撃スル場合。

(ロ) 一方ガ技ヲ掛ケントシテ倒レルカ倒レカカリシ場合。

第三條 勝負ハ一本ニテ之ヲ決ス。

第四條 試合者ノ一方ガ投技又ハ固技ニテ勝ち得タルトキハ審判員ハ一本ト掛声シテ其試合ヲ止メシム。

第五條 相当ノ時間内ニ勝負決セザルトキハ審判員ハ引分ト掛声シテ其ノ試合ヲ止メシム。

第六條 技ヲ掛クル目的ヲ有スルト否トヲ問ワズ効果ナク己ノ体ヲ地ニ着クルコト三回以上ニ及ブトキハ審判員ノ見込ヲ以テ之ヲ負ト看做スコトヲ得。

第七條 投技ニシテ一本ト認ムベキモノハ左ノ条件ヲ具備スルコトヲ要ス。

(イ) 故意又ハ過チテ倒レルニアラズシテ一方ヨリ技ヲ仕掛ケ又ハ對手ノ技ヲ外シタルガ為メニ倒レルコト。

(ロ) 技ノ種類ニヨリ必ズシモ然リトノミ定メ難キモ大体ニ於テ仰向ニ倒レルコト。

(ハ) 相当ノ「はずみ」又ハ勢ヲ以テ倒レルコト。

第八條 投技掛リタルモ掛ケラレタル者ガ地ニ落ツル前, 体ヲ転ワシテ免レタルトキハ之ヲ負ト認メズ。

第九條 技ニ掛リタル者何程早く体ヲ転ワシ自己ノ便宜ノ位置ニ復スルモ一度其ノ技ニ掛リテ倒サレタルコト明ナルトキハ之ヲ負ト認ム。

第十條 投技十分掛リ居ルモ掛ケラレタル者釣り下ガリ又ハ搦ミ付クガ為メ見事ニ倒レザル如キ場合ハ審判員ノ見込ヲ以テ勝ト認ムルコトヲ得。

第十一條 固技ハ「まいり」と発声シテ合図スルカ手又ハ足ニテ二度以上畳或ハ對手ノ身体ノ孰レカノ部分ヲ打ツトキハ勝負ハ決シタルモノトス, 但審判員ノ見込ヲ以テ合図ヲ待タズ勝負ヲ決スルコトヲ得。

第十二條 試合中負傷シテ試合ヲ繼續スルコト能ワザル者アルトキハ審判員ハ左ノ各項ニ基ヅキ決定スベキモノトス。

(イ) 負傷ガ全ク負傷者自身ノ動作又ハ不注意ニ原因シテ相手ガ之ニ与ラザルトキハ負傷シタル者ヲ負トス。

(ロ) 負傷ガ對手ノ動作又ハ不注意ニ原因シテ負傷シタル者ニ過失ナシト認メタルトキハ負傷セシメタル者ヲ負トス。

(ハ) 負傷ノ原因ガ双方ノ動作又ハ不注意ニアルカ又ハ明瞭ナラザルトキハ之ヲ引分トス。

(ニ) 審判員試合ヲ止メシムル程度ノ負傷ニアラズト認ムルモ負傷者ガ試合ヲ辞スルトキハ審判員ノ見込ヲ以テ負傷者ノ負トシ又ハ引分トス。

第十三条 負傷ニアザルモ試合者が其ノ場ニ臨ミテ後心身ニ異状ヲ呈シ試合ヲ辞スルトキハ審判員ハ試合ヲ止メシムルカ又ハ第十二条(ニ)ニ準ジテ取扱ウモノトス。

第十四条 縦ヨリニテモ横ヨリニテモ試合者ノ一方ガ對手ノ体ヲ大体水平ニ相当ノ高サニ巧ニ抱キ上ゲタルトキハ審判員ノ見込ヲ以テ投ゲ落スコトヲ止メシメ抱キ上ゲタル者ヲ勝トスルコトヲ得。

第十五条 絞技中胴絞、関節技中指及ビ手首足首ノ関節技及ビ足捌ハ勝敗ノ数ニ加エザルモノトス。

第十六条 試合者ハ左ノ各項ヲ守ルコトヲ要ス。

(イ) 頸関節及脊柱ニ故障ヲ及ボスベキ技ハ之ヲ用ウルヲ許サズ。

(ロ) 体ヲ地ニ着ケ居ル對手ヲ引上ゲ又ハ釣上ゲタル場

合急ニ之ヲ突当テ又ハ落スコトヲ許サズ。

(ハ) 一方ガ立チ又ハ跪キ居テ仰向キ居ル對手ヲ釣上ゲ得ル姿勢ニアル場合下ニ居ル者ハ脚ニテ頸ヲ挟ミ又ハ頸ト脇下ヲ袈裟ニ挟ミ肘関節技ヲ掛クルコトヲ許サズ。

(ニ) 上衣ノ袖口及ビ下穿ノ裾口ニ指ヲ入レテ握ルコトヲ許サズ。

第十七条 審判員ハ試合中不都合ノ行為アリト認ムルトキハ其ノ試合ヲ止メシムベシ且又行為ノ如何ニ因リテハ負ト看做スコトヲ得。

(嘉納治五郎大系 第二卷441-444頁；

『柔道年鑑』講道館文化会，大正十四年一月 初出)

## A note on the historic significance of *Kosen-Judo*

Hiroshi OKAMOTO

Department of Liberal Arts and Sciences, Faculty of Engineering

Key Words: high school under *the old educational system*, *Kosen Judo Taikai* (National High School and Vocational School *Judo* Competition), *Kosen-Judo*, rules of a *Judo* competition